

土壌	水質	PCB	PPTR	大気	公害防止条例	情報入手	工場立地
省エネ・温暖化防止	産廃	教育	騒音・振動	悪臭	消防法	地域貢献	

会員様から寄せられたご質問と回答をご参考に掲載します。詳しくは所轄の担当課にご確認ください。

土壌	
時期がずれるが合計して 3000 m ² の形質変更を行う場合、届出は必要か？(H23.3)	明らかに一連の工事で合計して 3000 m ² 以上の形質変更の場合、届出いただいた方がよいと考える。
3000 m ² 以上を形質変更する場合、どのような事業所が届出必要か？有害物質使用の特定施設を所有しているところだけでよいのか？	業種の規定はなく、3000 m ² 以上の形質変更される所は全て届け出が必要。届出の内容から有機塩素系などの有害物質を使用されていた場合、土地の調査が必要。但し 3000 m ² 以上の形質変更でも土壌を敷地外に搬出せず、かつ深さが 50 cm 未満の場合届出は不要。
届出して OK が出ないと土地は触れないのか？	はい。特定有害物質による汚染のおそれがある所については、形質変更に先立ち調査が必要となる。
汚染された土壌を搬出する時は廃掃法ではなくて土対法なのか？	はい、土対法です。土壌汚染対策法の施行通知等 http://www.env.go.jp/water/dojo/law.html を参照。
土対法の形質変更の届出はいつまでにすればよいのか？	届出は 30 日前です。4 月 1 日施行ですので、5 月 1 日以降に形質変更されるものが対象。
事業所の敷地が 3000 m ² 以上の場合、届出が必要か？	敷地の広さでなく、形質変更しようとする面積である。
工事する全体の敷地は 3000 m ² 以上で、形質変更する部分が 3000 m ² 未満ならば届出の必要はないのか？	形質変更される面積が 3000 m ² 未満なので不要。また土壌を敷地外に持ち出さず、かつ深さ 50 cm 未満の形質変更の場合届け出は不要。
水濁法	
★.特定施設の届出様式別紙 5 の雨水の排出水の量とはどのように測るのか？(H23.8.30)	通常” 0 ” で結構です。
★特定施設の届出がしている規準として、 ①汚水または廃液を 10 立法メートル以上排出する施設がある ②政令や条例施行規則に定める施設に該当する。 ③工場または事業場から公共用水域に水を排出している（雨水も含む）とあるが、①かつ②で、③の雨水が排出されない場合はあるのか？(H23.8.30)	テナントなどで、建物の管理者が雨水も含めて排水する場合はそれに該当します。
★.工事着工予定日はユーティリティーの工事も含むのか？(H23.8.30)	ユーティリティーの工事も含みます。
★水濁法における PH の排出基準を教えてください。(H23.8.25)	水濁法の一律基準は Ph5.8 以上 Ph8.6 以下ですが、滋賀県公害防止条例で上乗せ条例として Ph6.0 以上 Ph8.5 以下となっているため、水濁法にいても Ph6.0 以上 Ph8.5 以下となります。

<p>★特定施設の解釈で滋賀県公害防止条例の施行規則別表第1の77の0でプラスチック製品製造業の用に供する成型施設は冷却水を使用しており、汚染水を排出すると解釈していますが他にサーバーや発電機など水冷装置を有しているものがあるがそれらは特定施設にならないのか？(H23.9.5)</p>	<p>特定施設とは①汚水または廃液を排出する施設かつ②規則で定めるものとあります。規制が必要な施設が具体的に②で定められています。ちなみにプラスチック成型施設はピンホール等による汚染水等の発生リスクも考慮され、規制の対象とされています。</p>
<p>政令第22号第3条の3で、指定物質が定められたが、含有量は何%か？(H23.4)</p>	<p>現在のところ未だ決まっていません。</p>
<p>特定施設の解釈で生活に被害を与えるおそれとあるが、根拠は何か？(H22.3)</p>	<p>この施設から排出される廃液が全く生活環境に被害を生じる恐れがないかという判断をしてください。</p>
<p>地下水の環境基準と公共用水域の環境基準は同じか？</p>	<p>公共用水域と地下水の“環境基準”は同じ数値です。事業所に直接関係する規制は敷地から出る水にかけられる“排水基準(濃度規制)”ですが、一部の項目を除き環境基準の10倍程度の値です。</p>
<p>今後、排水基準も規制されるのか？ また、いつごろ改正されるのか？</p>	<p>現時点では、水濁法の排水基準はいつ改正されるかは不明。</p>
<p>地下水の環境基準に追加されたことに伴い、モニタリングの項目にも塩化ビニルモノマー、1,2ジクロロエチレン、1,4ジオキサンの項目をただちに追加し、来年度の自主測定の予算をとった。</p>	<p>水濁法の環境基準が改正されたので、滋賀県公害防止条例の地下水調査項目について整合性をとるために改正され、公害防止条例による年1回の地下水の監視項目も追加されることが予想される。現在のところ義務ではないが、自主測定の項目に入れていただくことを勧めます。公害防止条例が改正されても、施行されるまでには若干の猶予はあると思われる。</p>
<p>事業所がしなければいけないことは何か？</p>	<p>①環境基準に追加された、塩化ビニルモノマー、1,2ジクロロエチレン、1,4ジオキサンの使用履歴がないかの調査。塩化ビニルモノマーはポリ塩化ビニール、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等からの分解生成物でもあるので、それらの使用履歴についても併せて調べておく。 ②現在、地下水のモニタリングをされている事業所は、滋賀県公害防止条例の環境基準が改正されるものとして分析費用の心づもりをしてください。</p>
<p>塩化ビニルモノマーはどこにでもたくさん検出されるのではないのか？</p>	<p>塩化ビニルモノマーはテトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等から分解生成されるので、たくさん検出されるものと思われる。</p>
<p>地下水のモニタリングの項目は公害防止条例の有害物質としての監視項目が改正された時点での対応になるのか？</p>	<p>公害防止条例の有害物質としての監視項目の変更が検討されている。</p>
<p>水濁法の環境基準項目の追加や変更は滋賀県条例とど</p>	<p>滋賀県公害防止条例による地下水のモニタリン</p>

<p>のように関わるのか?</p>	<p>グをされている事業所にあつては、まだ滋賀県条例の有害物質としての監視項目が改正されていないので測定義務はないが、今後改正される動きがあるので、監視項目に追加いただく方がよい。自主的な地下水のモニタリングをされている事業所で、現在シスを調査されているところは塩化ビニルモノマーも分解生成物であることから調査項目に追加される方がよい。</p>
<p>工場からの排水について滋賀県は色の規制など書いたものはありますか?</p>	<p>滋賀県公害防止条例施行規則別表第 6 1(2)では、「排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと。」と規定しています。</p> <p>環境情報交換会等で事故の事例を紹介しているように、水性の塗料等が、乾かないうちに雨で流れたり、外部業者が雨水に通じる流しで刷毛を洗ったりして、公共用水域にペンキが流出する事故がちよくちよくあります。ご注意ください。</p>
<p>PCB</p>	
<p>★PCB 含有のトランスを保管する場合、ステンレス容器に保管することは義務付けられていますか?(H23.8.4)</p>	<p>保管方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 1 が適用されます。↓</p> <p>http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html</p> <p>1. 掲示板（施行規則第 8 条の 13 ）</p> <p>見やすい力所に設けられていること</p> <p>縦横それぞれ 60 センチ以上あること</p> <p>保管する特管廃棄物の種類、管理者の氏名または名称、連宅先を表示する。</p> <p>2. 保管方法（施行規則第 8 条の 13 第 1 項～第 5 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所にネズミ等が生息しないようにすること ・保管場所に他のものが混入しないための措置をとること ・容器に入れ、密封することにより揮発防止の措置をとる ・高温にさらされる場所をさける ・腐食防止の措置をとる <p>この要件を満たすようにお願いします。</p>

	<p>ネットでは容器の取り扱い業者もあるようですが、</p> <p>保管場所がしっかりしており、地震等や老朽化によりパッキンやジョイント部分から漏れないような配慮を頂くとよいとのこと。</p>
PCB 処分の運搬料金について	<p>見積もりには1車何十万しますが、近隣企業と積み合わせによる方法がいいと思われます。また、処分の連絡が入ってから相見積もりを必ずしたほうがいいです。運搬会社によって大きな差があるようです。</p>
<p>使用中のキュービクルのコンデンサーやトランスは品番でみると PCB は含まれていませんが、時期的に微量の PCB が混入されている可能性があります。使用中なので分析できません。どうしたらいいですか？(H21.6.4 更新)</p>	<p>使用中のトランスから、PCB を分析するサンプルの採取は可能ですが、使用中のコンデンサーからサンプルは採取できません。</p> <p>現在使用中の微量 PCB の分析義務は現在ありませんが、廃棄時に分析データを提示しなくてはなりません。</p> <p>今のところ環境省の方針がまだ出ていないので、使用中の場合、1～2年方針の動向に静観せざるを得ないようです。</p>
<p>★処分費の中小企業向け割引制度は、どこに資料があるのか？また、PCBの廃棄手続きについて問い合わせても、今後の進捗見込みはわからないと回答される。県では、進捗状況等について情報をもっているのか？(H22.9.30)</p>	<p>割引制度については、JESCOのHPに記載されているので確認いただきたい。補助制度の基準は、法人に限らず個人事業者も対象となり、業種や従業員数等により定められている。申込もJESCOが窓口となるので確認していただきたい。</p> <p>廃棄処分の状況については、JESCOは株式会社であり、民間企業であるので、情報が伝わっていない。ただし、処分時期がある程度定まれば情報提供がある見込みだ。</p>
<p>★少量保管事業者に対する合同説明会は、JESCOが対象企業を抽出して連絡してくるのか？企業としては連絡を待つしかないのか？(H22.9.30)</p>	<p>登録した業者順に連絡される。保管事業者としては待つしかない。なお、近畿二府四県では処理時期がそれぞれ決まっており、滋賀県は7～9月、うち8月はJESCOのメンテナンスがあるので2箇月が滋賀県の対象月である。少量保管事業者には、処理の2月前から搬入順番の連絡がなされることとなる。</p>
<p>★高濃度PCBの処理が進んでいる一方、微量PCBは進んでいないということだが、安定器のような低圧機器の処理状況はどうなっているのか？(H22.9.30)</p>	<p>JESCOの5箇所の処理場は、それぞれ取扱い品目が異なっており、大阪事業場は品目数が少なく、現状では対応できていない。今後取扱い品目を広げられると思う。県としても環境省に要望しているが、施設整備は地元調整の問題もあり、容易には進捗しない。各事業者においては、対象機器の適正保管をお願いしたい。</p> <p>補足として PCBO、5ppm以下のものは一般的な廃棄物として処理してよいとあったが、対象となるのは高圧トランス等廃重電機器のみであるので注意</p>

	していただきたい。
★JESCOでの処理後に県への報告はどのようにすればよいか？ (H22.9.30)	毎年6月末の保管状況等の届出において行う。今年度に処理した場合、来年度の届出の際に記入欄があるので、処理した旨を記入していただきたい。それ以降は報告不要となる
PCB 特措法の届出様式はどこから入手すればいいですか？	届出様式はこちらの施行規則様式第1号から 届出記要領は PCB 廃棄物保管及び処分状況等届け出記入要領
★PCB 保管の毎年の報告義務について、写真の添付が求められているが、非常に重たいものなので、容器から出して撮るのが良いのか悩んでいる。	容器に入れたままで写真を撮っていただいた方が良い。無理に取り出して、飛散・流出し、汚染が拡がっても困る。 行政として確認が必要なら立入検査もできるので、無理に写真を撮っていただく必要はない。
PCB 処理について既に登録済みだが、いつ頃の処理になるか、はっきりしない。運搬委託も高くつくとのことだが、どのようにすればいいか？	保管行政が監視・指導しているが処理についてはJESCOに一任しており、JESCOに問い合わせしてほしい。
予約したが処理の連絡がまだない。 処理時期は？ (H.21.6.4 更新)	処分時期は原則予約順です。滋賀県は平成21年度10月処理からにずれこんだようです。平成21年度の処理対象者には既に説明会がありました。 通常、対象事業者には半年前に連絡があり、説明会ののちにJESCOと収集運搬業者と契約が必要です。 当初、処理時期について確認されたい場合JESCO 営業部(電話06-6575-5575)へ直接問い合わせてくださいとのことです。 予約時に希望の処理時期を伝えておけば、配慮してくれるそうです。
微量PCBが見つかった場合の具体的な手続きを教えてください。(H.21.11.12 更新)	変圧器等で0.5mg/kg以上のPCBが検出された場合、期末3月31日の時点で使用されない場合、また把握のため使用中であっても毎年6月30日までに各地域の環境・総合事務所の環境担当課へポリ塩化ビフェニール廃棄物の保管及び処分状況等届け出書を提出してください。 様式は前年のPCB使用状況リストに基づいて、滋賀県庁より郵送されますが、協会作成の”環境管理の手引CD判”にあります。 PCB 廃棄物保管及び処分状況等届け出書記入要領 の記入要領を参考にしてください。処理するまでは毎年保管状況の届け出の必要があります。届け出部数は2部、控えが必要ならもう1部作成してください。

<p>台数が少ないのに、運搬費が何十万もかかるなんて高すぎます。近隣の事業所と積み合わせすると運搬費が助かります。その際、予約番号との関係はどうなりますか？(H21.4.15 更新)</p>	<p>予約時、「予約名簿を開示可」としておくと、収集運搬業者が閲覧し、収集運搬業者が地域のターゲットを絞ってコンタクトしてきます。その際、早期登録をしてあることが条件で、予約番号に関係なくその時期に合わせてくれます。H21.3.19 JESCO 総務課長に確認済み。</p>
<p>PCB が含まれる液体の廃棄物を保管しています。日本環境安全事業(株) (以下 JESCO) で処理される PCB 廃棄物の濃度はどれくらいですか？</p>	<p>40 万 ppm 以上の高濃度が処理の対象になります。それ以下の場合はまだ処理方法が決まっていないことから、そのまま保管してください。ただ、毎年環境・総合事務所へ PCB の保管状況の届け出は必要です。</p>
<p>滋賀県庁から毎年 PCB の保管届け出をするように通知が来ています。JESCO に予約しているかどうかの確認はどうしたらいいですか？</p>	<p>滋賀県からの通知があっても JESCO さんに予約しているかというのは別です。JESCO さんに予約している場合、登録確認書が発行されていますのでその有無を確認してください。 http://www.iesconet.co.jp/facility/osaka/index.html 大阪事業所に直接確認してください。 滋賀県の処理時期は今年の 7 月を中心に処理台数が 30 台以上ですと、若干早め、予約が遅かった方は平成 22 年度になると予想されます。処理開始の前に説明会があるようです。</p>
<p>PCB の届け出者は誰ですか？</p>	<p>保管場所でなく、本社の住所、代表取締役になります。</p>
<p>微量 PCB の処理はどうすればいいですか？</p>	<p>蛍光灯の安定器などの処理は現在東京事業所で行っています。環境省から処理方法の指示があるまでもう少ししばらく保管してください。</p>
<p>引き続き PCB を保管しますが特管責任者は必要ですか？</p>	<p>もし PCB がこぼれたらどうしたらいいかなど、すぐ対処ができる特管責任者は必要です。</p>
<p>中小企業の軽減制度はありますか？</p>	<p>中小企業の場合、処理費用が 70 パーセント軽減されます。JESCO さんにおたずねください。</p>
PRTR	
<p>★塩化第 2 鉄も対象物質に追加になったが、排水処理施設でどこも使用しているが届出は必要か？(H23.9.7)</p>	<p>使用量が年間 1 トンを超える場合は届出が必要です。</p>
<p>★PRTR 公表資料はどこを見ればわかりますか？(H23.11.9)</p>	<p>H21 年度の公表結果はこちらから http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html 事業所ごとの結果も見ることもできます。</p>

大気	
★小型ボイラーの測定義務はありますか?(H23.10.18)	<p>小型ボイラー(伝熱面積が10平方メートル未満でバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの)については次の猶予が適用される。とあります。</p> <p>昭和60年9月9日までに設置されたものと昭和60年9月10日以降に設置されたもので分かります。</p> <p>① ばいじん、チッソ酸化物→新設・既設も測定義務が猶予。 ② いおう→既設のみ猶予。 (環境管理の手引き”大気”の48/66に記載) ③ 硫黄酸化物に関してはいおう酸化物量が10N立法メール/H未満の場合測定の義務はない。 ←すべてのばい煙発生施設に関して(大防法 施行規則 第15条 第1項)</p>
第16条測定記録の保存は何年ですか?(H22.8)	3年です。
SOXの排出基準について滋賀県は全てがK値規制ですか?総量規制はありませんか?(H22.12)	滋賀県は全てK値規制(煙突の高さ)です。
石綿含有するスレート(レベル3のもの)を解体する場合、届け出は必要ですか?	届け出は不要ですが、飛散防止の処置(作業内容の表示、掲示、湿潤化、関係者以外の立ち入り禁止、廃棄物の適正保管が必要で、他に作業場周辺の濃度測定、周辺住民への周知・説明等配慮が必要です。詳しくは”滋賀県の建築物の解体工事等の作業におけるアスベストの飛散防止について”をご覧ください。(石綿含有とは石綿を0.1%を超えて含むものです。)
滋賀県公害防止条例に関すること	
★有害物質保管移送施設の軽微な変更をします。届出は必要ですか?(H23.8)	変更の場合、60日前の変更届けが必要です。遅れた場合は遅延理由書が必要です。どのような変更なのか、所轄の県・環境課にご相談ください。
地下水のモニタリングの報告をします。報告様式はありますか?(H.21.4.15更新)	条例に定められた様式は現在のところありません。所轄の環境・総合事務所環境課か湖南・甲賀環境協会 事務局 konan99@poppy.ocn.ne.jp にご連絡いただければ、鑑のサンプルをお送りします。
景気の悪化で監視井戸を掘る予算がありません。特例措置はありますか?(H.21.4.15更新)	残念ながらいようです。。。。。
改正滋賀県公害防止条例に関することはどこをみればわかりますか?(平成20年8月1日施行)	<p>滋賀県庁琵琶湖再生課ホームページ http://www.pref.shiga.jp/d/saisei/jyourei/kaiseijyourei.html にすべて掲載されています。</p> <p>概要を簡単な表現にすると下記の通りです。</p> <p>1) 現在有害物質を使用の特定施設を所有されている事業所は監視井戸を設置し、水質検査結果を年1回報告が求められます。</p> <p>2) 過去に有害物質使用の特定施設を所有されて</p>

	<p>いた事業所は土地の形質変更時の調査や届け出が必要な場合があります。</p> <p>3)土対法施行以前に有害物質使用の特定施設の廃止をし、規制対象とならない土地の調査義務</p> <p>4)滋賀県条例の横出し施設についてもの1)の調査義務があります。</p> <p>※特定施設の種類、使用状況、特定施設の廃止届け出の時期や形質変更の種類によって様々なケースがあります。上記HPにてご確認のうえ、所轄の環境・総合事務所 環境課へおたずねください。</p>
<p>この条例の対象者は※1)土地の形質変更時に調査・届け出が要りますが、対象者かどうかはどうしてわかるのですか？</p>	<p>指定有害物質使用地所有事業所に通知は行きません。</p> <p>所轄の環境・総合事務所 環境課に「指定有害物質使用地台帳」がありますので閲覧が可能ですので確認してください。</p> <p>ただし、土対法に係る事業所は土対法が上位法になり、滋賀県公害防止条例に係る上記の台帳には掲載されていない場合があります。その場合や土地に関して条例の義務はないが心配な方は、所轄の環境事務所 環境課に相談ください。</p>
<p>調査が必要な※1)土地の形質変更とはどういうときですか？</p>	<p>以下 簡単な表現にしています。詳しくは上記のホームページにて確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土壌を敷地外に搬出すること。 ②汚染の除去のために設置された構造物、コンクリート壁などに変更を加えること。 ③土地を100㎡以上、且つ深さ50cm以上掘ること。 ④土地の形質変更が深さ3m以上掘ること。
<p>監視井戸の深さである第一不透水層ってなんですか？</p>	<p>地下には粘土層などの水を透しにくい層があり、不透水層とか難透水層と呼んでいます。不透水層は何層もあり、地表に一番近い層を第1不透水層と呼んでいます。</p> <p>改正滋賀県公害防止条例で対象者に義務付けられる監視井戸は第一不透水層になっています。深さは10メートルぐらいですが、地域によって様々です。</p> <p>監視井戸の設置が義務付けられたら、まず、環境・総合事務所 環境担当課に、どの位置にどんな深さで、何か所掘るか相談に行くことから始まります。</p> <p>なお工場建設時の”柱状図”今後の参考になる場合があります。</p>
<p>事業所の敷地を造成します。持ってくる土は分析したほうがいいですか？</p>	<p>野洲市では調査する義務付けの条例があります。土には自然由来の水銀やフッ素等が含まれる場合があります。</p> <p>後悔しないためにも造成される前に必ず調査して大丈夫とわかってからにしてください。</p>

環境法令改正情報の入手方法について

環境法令の改正情報はどのように入手したらいいですか？

湖南・甲賀環境協会で年1回発行しています、「環境管理の手引き」法・条例・市条例が網羅しています。
 また3か月に1度「環境法・条例改定情報」をメール配信しています。
 重要と思われる法・条例は環境情報交換会等で情報提供したり、皆さまに関係が深いと思われる、滋賀県の条例等はメールにて随時配信しています。
 また南部環境事務所、甲賀環境事務所との共催で研修会による説明会を開催していますのでご利用ください。

工場立地法

工場立地法の勘案措置について

工場立地法は滋賀県庁商工労働部モノづくり振興課の主管になります。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shinsangyo/>
 工場立地法の関係は
<http://www.pref.shiga.lg.jp/search/result.html?q=%E5%B7%A5%E5%A0%B4%E7%AB%8B%E5%9C%B0%E6%B3%95&cx=001429382534592644305%3Amjbdw3q1slw&ie=UTF-8&cof=FORID%3A9&sa.x=57&sa.y=16>
 に詳しく掲載されています。
 ①同一の敷地内で20パーセントの緑地占有でなくて、近くに所有している飛び地でも緑地としてカウントされることになった。
 ②工場を覆う緑地が見た目、何パーセントか以上覆っていたら緑地面積が20パーセントに達しなくても良い場合がある。①、②とも県の判断によります。必ず主管課へご確認ください。

緑地面積の変更について

特定工場が所在する各市約役所の商工政策課に緑地面積の変更届けを提出してください。
 緑地の確保については各特定工場で関係する設計士さんにその方法をご相談されることをおすすめします。
 (工場の敷地が変更する場合は敷地面積変更届)

省エネ・地球温暖化防止に関する活動について

エネルギーの供給事情により、滋賀県の産業部門における新たな節電対策等ありますか?(H23.5)

自主的な取り組みの働き掛け。
 飲料自販機の節電対策(ピークカット機能、照明消灯)
 長期的には省エネ機器の買い替え、太陽光発電の積極的な導入。

<p>滋賀県で二酸化炭素排出削減の取り組みについて補助金制度がありますか？（H23.6 更新）</p>	<p>平成 23 年度 6 月の 1 月間、中小企業を対象に省エネの補助所について募集されています。詳しくはこちらから。 http://www.pref.shiga.jp/hodo/e-shinbun/de02/20110526.html</p>
<p>滋賀県で二酸化炭素の取り組みについて補助金制度がありますか？（H21.5.21 更新）</p>	<p>滋賀県と経済界が協力してエコエコノミープロジェクトとって、企業の方に基金を募り、それを元に二酸化炭素削減の技術開発の支援や表彰制度があります。詳しくは↓こちらをご覧ください。 http://www.shiga-ecoeconomy.jp/carbon_offset/index.html</p>
<p>二酸化炭素の排出量の簡単にできる計算方法を教えてください。</p>	<p>エコアクション21のホームページの中で↓ http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/の下の方に”別表1 環境負荷への負担の自己チェックシート”のエクセルファイルの中でシート3. 取りまとめ④を選びそこに数字をいれようと簡単に二酸化炭素に換算できます。</p>
<p>滋賀県南部地区で廃食用油をBDFにされている取り組みを教えてください。</p>	<p>パナソニック(株)アプライアンス社さんを中心にネットワークが組まれています。</p>
<p>エコドライブはどこに頼めば教えてくださいか？</p>	<p>H20 年度の環境情報交換会の事例紹介でもエコドライブは 20 パーセント削減したとの実績があり、有効のようです。 滋賀県地球温暖化防止活動推進センターさんで http://www.eccj.or.jp/ecodrive/ask/img/poster/12_shiga.jpg DVD 視聴と講師の派遣をしてくれるようです。実際の運転はないようです。</p>
<p>省エネセンター省エネ無料診断について （H20.11.17 更新）</p>	<p>工場やビルの省エネ診断を省エネセンターでもしてくれます。 http://www.eccj.or.jp/sub_02.html 工場の省エネ事例も紹介されています。 平成 20 年 10 月から原油換算値が原則として 100kL 以上 or 電力使用量が 40 万 kw/年間以上ということに変更になりました。 無料診断をお受けになりたくてもその規模に達しない会員さまは省エネセンターさんが相談に乗ってくれますので、直接連絡くださいとのことでした。省エネセンター TEL 06-6364-8965</p>
<p>省エネセンターの省エネ事例の検索はどうしたらいいですか？</p>	<p>省エネセンターさんの省エネ事例はこのアドレスより検索できますのでご利用ください。 http://www.eccj.or.jp/dbenecon/search.jsp?MENU=1</p>

産廃に関することなど

<p>★多量排出事業者の報告・計画様式がH23年度届出分より変わりましたが記入例はありませんか?(H23.6.1)</p>	<p>多量排出事業者の届けが6月30日までに管轄の環境総合事務所に提出ということになっていますが、 h23年度より様式が変わったので、わかりにくいというお声をたくさん伺っております。 大阪府のホームページに記入例があります。 http://www.pref.osaka.jp/jigyoshohido/report/plan-report.html 報告書の記入例は同ホームページ内 http://www.pref.osaka.jp/attach/2176/0004057/rei_t-k.xlsで、ご覧いただけます。 ①滋賀県の場合、集計シートは必要ありません。 ②管理体制図で個人名を記入することは個人情報の保護の関係で必要ありません。</p>
<p>★廃掃法の改正(H23.4.1)において、特別管理産業廃棄物の帳簿は自社処理している場合のみ作成必要とのことですが、どこを見れば書いていますか?(H23.8.5)</p>	<p>法12条13項規則8条の5にあります。 詳しくは所轄の環境課へお尋ねください。</p>
<p>★産業廃棄物処理委託契約書および産業廃棄物収集運搬委託契約書ですが、一つの契約書にまとめることは出来ますか? (H23.9.5)</p>	<p>契約先が両方の業の許可をとっているということ为前提に可能です。 全国産業廃棄物連合会 のHPに契約書のひな型があります。</p>
<p>★廃棄物の該当性の判断について、資料P8の①～⑤により総合的に判断すると説明があったが、判断するのは排出事業者か?</p>	<p>そのとおり。ただし、排出事業者が有価物と判断しても、行政は、排出物に利用価値が無く廃棄物であると判断することもある。総合的に判断する中で、一番参考となるのは有価物の判断だが、金の流れがあっても、本当に売り物になるのか、という議論もある。安全を見込んで判断していただきたい。</p>
<p>★法改正について、従業員が不法投棄を行った場合、事業主である法人に罰金が課せられるとのことだが、従業員が事業所の廃棄物と関連のないものを不法投棄した場合にも罰則の対象となるのか?</p>	<p>事業所が管理する廃棄物以外のものは、法人が罰せられることはないと思われる。</p>
<p>廃掃法12条5号の排出者の責任強化は具体的に何をすればいいのか?(H22.7)</p>	<p>マニフェストがきちんと返却され、適正処理の確認に加え、 ・委託契約する前に委託先が適正な処理をしているか予め確認する。 ・処分業者へ処分の立会をし、横流しや不法投棄は無いかの確認をする・・・等。</p>
<p>マニフェストの保管義務についていままでとどう変わったのか? (H22.7)</p>	<p>いままでは適正に処分されたというマニフェストが返却されてからの保管義務だったが、今回はそれに加えて、マニフェストが発行されてから5年間の保管義務があります。</p>
<p>今までもっぱら物の金属くずを業者に有価物として引き取ってもらっていましたが、最近、金属の引取り金額が安くなっているのに、 運搬費としてお金を払っています。 現在その業者は業の許可を持っていません。 お金を払う場合は産廃になりますか?</p>	<p>金属くずなどは、市場の影響を受けて価値が下がると、運搬費のほうが高くなり、今まで売っていたものが逆にお金を支払なければいけない場合もあります。金属などのもっぱら物のみを扱っている者に限って、法律では、必ずしも収集運搬業、処分業の許可が必要というわけではありません。</p>

<p>また、業者も許可が要りますか？</p>	<p>しかしマニフェストの交付義務がないことから、引き渡した後の管理ができませんので、ご注意ください。</p>
<p>電子マニフェストのメリットはなんですか。</p>	<p>※電子マニフェストのメリットと条件 ”産業廃棄物管理票の交付状況”の報告が不要になったり、管理に必要な人件費が削減されます。 ただし、契約されている産業廃棄物処理業者さん （収集運搬業者、処分業者）も電子化されていることが条件になります。 この件に関して詳しくは所轄の環境・総合事務所 環境課までお問い合わせください。</p>
<p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書について ～その1～</p>	<p>産業廃棄物管理票交付等の状況を毎年次年度の6月30日までに↓の様式にて報告しなければなりません。 ワードの様式 詳細は↓に記載されていますので、もしまだお読みになられていない会員さまはご確認ください。 http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf 上記の詳細に記載されていますが、排出量はtで報告するようになっています。 上記アドレスに1立法メートルあたりからtに換算する表（別添2）もありますので、来年の報告に向けて準備を進めてください。提出先は滋賀県循環社会推進課です。</p>
<p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書について ～その2～</p>	<p>排出者では廃棄物ですが、引き受け先で有価物に変わる場合も、マニフェストが必要で、集計に加えるのですか？ →マニフェストは必要なので、集計に加えてください。</p>
<p>改正フロン回収・破壊法について</p>	<p>平成19年10月1日から施行されています。資料はこちらから入手できます。 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/index.html 社員教育用のわかりやすい資料をご入用の方は事務局までお申し出いただくと送付させていただきます。</p>
<p>フロン回収・破壊法について ～その2 行程管理票について(H19.11.15更新)</p>	<p>業務用のエアコンを廃棄する場合、平成19年10月1日より排出者が”フロン回収行程管理票”を交付しないといけません。滋賀県は下記の販売先が決定しました。（1部100円） （社）滋賀県建設業協会 TEL：077-522-3232 〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18 http://www.yumeken.or.jp/</p>

	<p>※ 窓口販売のみで、郵送はしてられません。 近畿冷凍空調工業会 電話06-6251-1669へ依頼すれば、用紙を郵送してくれます。 管理票にはいろいろ種類がありますが、”汎用版”は何にでも使用できるということです。廃棄物のマニフェストと同じで、”引き取り証明証”が戻ってくるまで、排出者がしっかり管理してください。所定の期間（直接依頼は30日、建物の解体等は90日以内）に戻らないと滋賀県知事に報告の義務がありますのでご注意ください。</p>
<p>「廃棄物のリサイクル化への取り組みに関するヒアリングについて」について （滋賀県商観光労働部新産業振興課と(社)滋賀経済産業協会）</p>	<p>”ゼロエミッション”の推進に向けて、出前相談をされています。昨年までは、滋賀県の国際課さんが担当で、今年から新産業振興課に移管されました。滋賀県が(社)滋賀県経済産業協会へ委託し、ゼロエミができていないかの実情把握と、できていなかったら、相談に乗りますよ。というものらしいです。年間60社以上はヒアリングを行っているのです、利用されたいらしいです。</p>
<p>社員教育や資格に関すること</p>	
<p>新任者向けに勉強会はありますか？ (21.11.9)</p>	<p>平成21年度は環境管理の手引きCD版を使用した新任の方向けの研修会をマニュアル部会が中心になり開催しました。実際にパソコンを持参いただき、操作いただくものです。（平成21年度は終了しました）。 野洲市さんも野洲市の事業所を対象に研修会を開催されています。どちらも無料ですので是非ご利用ください。 野洲市さんの研修会は直接野洲市環境課さんへお申し込ください。</p>
<p>新人教育に伝説のスピーチを使用したのですが。 (H.21.4.15更新)</p>	<p>1992年にリオで行われました、環境サミットで、12歳の女の子の6分間のスピーチが有名で、伝説になっているとのことですが ↓ http://www.youtube.com/watch?v=C2g473JWAEg で、確認することができます。</p>
<p>★公害防止管理者等国家試験の受験について (h23.6.15)</p>	<p>願書は最寄りの県環境総合事務所・環境課で7月1日～もらえます。 受験願書は毎年7月1日～7月31日期間です。 試験日は10月の第1日曜日あたりです。 申し込みは(社)産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター http://www.jemai.or.jp の http://www.jemai.or.jp/japanese/qualification/polconman/state.cfm からでもできます。</p>

<p>社員向けの環境学習のビデオはありませんか？</p>	<p>滋賀県学習支援センターさんの” エコロシーが” から予約できます。 URL http://www.ecoloshiga.jp/ お問い合わせの電話番号は、 TEL:077-528-3497 FAX:077-528-4848</p>
<p>騒音・振動</p>	
<p>★振動・騒音施設に該当しない、矯正プレスとは何か？ (H23.8.31)</p>	<p>http://www.kojimatekko.co.jp/product/press04/press04.html?gclid=CMbl1KSpmasCFSFNpgodOXJkig</p>
<p>★騒音・振動の測定に使用する測定器は検定が必要か？ (H23.8.31)</p>	<p>計量証明は 5 年に 1 回検定が必要。自社の管理用であれば検定が無くてもよいが、証明として使用する際には、検定に合格した計量器を使用し計量証明事業所が測定を行う必要がある。</p>
<p>★騒音・振動規制法に係る特定施設が無い場合は騒音・振動の規制が無いのか？ (H23.8.31)</p>	<p>草津市を例にすると、法の特定施設が無くても、草津市の条例で特定工場に該当する場合は、法と同様の規制が適用される。各市の条例を確認いただきたい。</p>
<p>悪臭</p>	
<p>★滋賀県の悪臭の規制地域は？ (H23.8.31)</p>	<p>臭気指数規制の場合、滋賀県の規制地域は第 1～第 3 種地域の区分があるが、市によって異なる。甲賀市は、現在特定悪臭物質の濃度による規制で、第 1 種～第 3 種地域ではなく、指定地域に該当すれば一律の物質濃度規制がかかってくる。事業所が指定地域に該当するかどうかは、各市の担当窓口で確認いただきたい。</p>
<p>★芳香剤の製造をしているが、周辺住民に悪臭と思われる場合は、悪臭でないのか？ (H23.8.31)</p>	<p>野洲市は臭気指数規制であるので、臭いの種類に関わらず規制対象となる。規制基準の遵守が前提だが、基準を超過していたとしても直罰規定が無く、苦情が無ければ指導が発動しない。今は苦情がなくても、将来発生しないように脱臭装置を設置するなど備えがあればよい。</p>
<p>★資料 9 ページ (スライド番号 17) の騒音の特定施設の選定基準について①主として屋内で使用する施設は 1m 離れて 80 デシベル以上、主として屋外で使用する施設は 1m 離れて 70 デシベル以上の騒音があることとなっているが、これに当てはまれば、すべて特定施設になるか？法律で決められていることではないと理解しているか？(H23.8.31)</p>	<p>①だけでなく、②条例などにも取り上げられ、全国的に普及している③当該施設に苦情や陳情が多数ある ということも併せて、苦情の多さや全国的に普及しているかなども考慮に入れて政令で決められている。</p>
<p>★特定 22 物質以外で近隣から臭いの苦情があって、自社で測定した場合、どの基準と比較すればいいのか？ (H23.8.31)</p>	<p>臭気指数規制の場合は地域区分により、第 1 種～第 3 種地域の該当する値、10, 12, 13 のどれかと比べる。例えば野洲市の場合、臭気指数による規制で、市の全域が第 2 種地域に指定されているため、臭気指数は一律 12 になる。ただしこれは敷地境界線上における第 1 号基準の値であるため、排出口で測った場合は、第 2 号基準の数値を環境省の HP シミュレーター (計算ソフト) http://www.env.go.jp/air/akushu/simulato</p>

	r/index.html を使って算出する。
消防法	
既設の地下タンクについて何か講じなければいけなくなったのですか?(H23.4)	永年経過の腐食のおそれのある地下タンクについて、処置を講じないといけない省令が H23.2.1 から施行されました。 http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2207/pdf/220708_ki144.pdf
湖南広域消防組合の設置条例はどこを見ればいいですか?	湖南広域行政組合のホームページに設置条例が掲載されています。 http://www.konan-lakebiwa.or.jp/reiki_honbun/au11800141.html
その他・地域貢献等	
★緊急資材は何を目安に揃えたらいいですか?(H23.9.6)	規模やリスクによってさまざまです。緊急備蓄資材一覧表を会員様に配付していますがこれは緊急時に他社へお貸しいただける数ですがご参考下さい。
★環境事故が起きた場合、消防署に連絡すれば、関係行政へ連絡していただけるのか? (H23.10.13) また、夜間の場合の連絡先はどうしたらよいか?	消防へは引火性のある油等が漏えいした時点で、県・市ステークホルダーへは外部へ漏えいするおそれのある時点で連絡してください。 夜間は県は環境課の直通番号へ連絡して頂くと留守番電話にて緊急の携帯番号をアナウンスしてくれます。市の場合は市役所代表番号へ連絡してください。
環境団体に寄付がしたいがどこがあるか?(H23.4)	滋賀県のマザーレイク滋賀応援寄付条例 湖南流域保全協議会 鹿深の里流域保全協議会 ・・・等々宜しく申し上げます。